

○ 会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令（平成元年二月三日大蔵省令第十号）

改正案	現行
<p>（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）</p> <p>第一条の二 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定めることとする。</p> <p>一 法第百六十六条第二項第一号イに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 発行価額の総額が一億円（外国通貨をもって表示される証券の発行の場合には五億円に相当する額）未満であると見込まれること。ただし、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資（以下「優先出資」という。）をその券面額を發行価額として優先出資法に規定する優先出資者（ロにおいて「優先出資者」という。）に対しその有する優先出資の数に応じて發行する場合を除く。</p> <p>ロ 優先出資をその券面額を發行価額として優先出資者に対しその有する優先出資の数に応じて發行する場合には、優先</p>	<p>（上場会社等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）</p> <p>第一条の二 法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第一号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ当該各号に定めることとする。</p> <p>一 法第百六十六条第二項第一号イに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。</p> <p>イ 発行価額の総額が一億円（外国通貨をもって表示される証券の発行の場合には五億円に相当する額）未満であると見込まれること。ただし、額面株式（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資（以下「優先出資」という。）を含む。以下この号において同じ。）をその券面額を發行価額として株主（優先出資法に規定する優先出資者を含む。以下この号において同じ。）に対しその有する株式（優先出資を含む。以下この号及び次号において同じ。）の数に応じて發行する場合を除く。</p> <p>ロ 額面株式をその券面額を發行価額として株主に対しその有する株式の数に応じて發行する場合には、株主の有する株</p>

出資者の有する優先出資一口に対し発行する優先出資の数の割合が〇・一未満であること。

二 法第百六十六条第二項第一号へに掲げる事項 株式（優先出資を含む。この号において同じ。）の分割により一株（優先出資にあつては一口。）に対し発行する株式の数の割合が一・一未満であること。

三 法第百六十六条第二項第一号トに掲げる事項 一株当たりの利益若しくは一口当たりの剰余金の配当の額又は一株当たりの商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配の額をそれぞれ直近の一株当たりの利益若しくは一口当たりの剰余金の配当の額又は一株当たりの金銭の分配の額で除して得た数値が〇・八を超え、かつ、一・二未満であること。

四 法第百六十六条第二項第一号チに掲げる事項 完全親会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。）となる会社にあつて、次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ・ロ（略）
五 法第百六十六条第二項第一号又に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ・ロ（略）
六 法第百六十六条第二項第一号ルに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ・ロ（略）

式一株（優先出資にあつては一口。次号において同じ。）に対し発行する株式の数の割合が〇・一未満であること。

二 法第百六十六条第二項第一号ニに掲げる事項 株式の分割により一株に対し発行する株式の数の割合が一・一未満であること。

三 法第百六十六条第二項第一号ホに掲げる事項 一株当たりの利益若しくは一口当たりの剰余金の配当の額又は一株当たりの商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百九十三条ノ五に定める営業年度中の金銭の分配の額をそれぞれ直近の一株当たりの利益若しくは一口当たりの剰余金の配当の額又は一株当たりの金銭の分配の額で除して得た数値が〇・八を超え、かつ、一・二未満であること。

四 法第百六十六条第二項第一号ヘに掲げる事項 完全親会社（商法第三百五十二条第一項に規定する完全親会社をいう。）となる会社にあつて、次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ・ロ（略）
五 法第百六十六条第二項第一号チに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ・ロ（略）
六 法第百六十六条第二項第一号リに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ・ロ（略）

七 法第百六十六条第二項第一号フに掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ〜ハ

八 法第百六十六条第二項第一号カに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近事業年度の末日における固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

九〜十三（略）

（公開買付けに準ずる行為の対象となる有価証券）

第四条の六 令第三十一条に規定する内閣府令で定める有価証券は、法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、株券新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、前条に掲げるものを除く。）に係る権利を表示するものとする。

七 法第百六十六条第二項第一号又に掲げる事項 次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ〜ハ

八 法第百六十六条第二項第一号フに掲げる事項 新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始予定日の属する事業年度開始の日から三年以内に開始する各事業年度においていずれも当該新製品又は新技術の企業化による売上高の増加額が最近事業年度の売上高の百分の十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該新製品の販売又は新技術を利用する事業の開始のために特別に支出する額の合計額が最近事業年度の末日における固定資産（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号に掲げる固定資産をいう。以下同じ。）の帳簿価額の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

九〜十三（略）

（公開買付けに準ずる行為の対象となる有価証券）

第四条の六 令第三十一条に規定する内閣府令で定める有価証券は、法第二条第一項第十号の三に掲げる有価証券で、株券（端株券を含む。）、新株引受権証書、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券（外国法人の発行する証券又は証書で、これらの有価証券の性質を有するものを含むものとし、前条に掲げるものを除く。）に係る権利を表示するものとする。